

盗聴・監視社会に反対

私たちのプライバシーは守れるのか?!

捜査機関の施設で本格的盗聴の開始!

■お話 指宿 信さん (成城大学法学部教授)
「監視捜査と盗聴法」

*日時:2019年 5月31日(金)

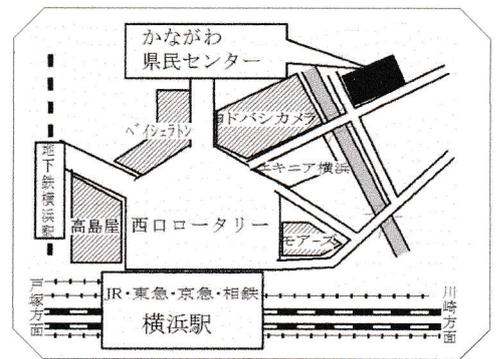
18時30分 ~

*場所:かながわ県民センター304号室

*報告:「IoT機器アクセスの狙い」

*小倉利丸さん

*資料代 500円



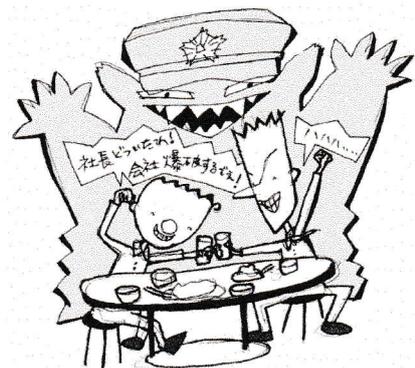
2016年5月24日、刑事訴訟法「改正」が成立し、盗聴法(「通信傍受法」)が改悪されました。対象犯罪が窃盗、詐欺、恐喝など広範囲に拡大されるとともに、いままで通信事業者の施設で、その立会いのもとにおこなわれていた盗聴が、第三者の立会いもなく捜査機関の施設でもできるようになりました。その捜査機関での盗聴が本年6月から本格的に開始されます。

捜査機関の施設で実施されるようになれば、いままで年間10数件であった盗聴が、数百、数千件と拡大されていくことは疑いありません。

捜査機関が裁判所がだす令状を必要としない「捜査関係事項照会」を利用し、航空、鉄道など交通関係の会社、コンビニ、スーパー、家電販売店、携帯電話会社などさまざまな企業から市民の個人情報を集めていることが明らかになっています。

これらの情報を集めれば、市民の日常はガラス張り化されてしまいます。捜査機関が、盗聴と監視カメラ、GPS捜査、共通番号などを連結すれば、市民がいつ、どこで、何をし、誰と話しているかなどまでつかむことができます。こんな社会はごめんです。

いま、市民のプライバシーが危うい状況にあります。プライバシー、通信の秘密、表現の自由を守るために、盗聴・監視社会に反対しましょう。



◆主催:盗聴法(組織的犯罪対策法)に反対する市民連絡会 (連絡先:090-6138-9593)